

【基準値一覧】

環境大気 (敷地境界線)	10本/L	石綿に係る特定粉じん発生施設を設置する工場等において、敷地の境界線における大気中の石綿濃度の許容限度は、1Lにつき10本と規定されています。
作業環境	0.15f/cm ³	石綿を製造または取り扱う屋内作業場において、石綿の作業環境の管理濃度は、0.15f/cm ³ と規定されています。
石綿含有建材の 石綿含有率	0.1%を超えて含有しないこと	分散染色法とX線回折法を用いて、吹付け材等に石綿が0.1%を超えて含有しているか否かの判定を行います。石綿含有率が0.1%を超える吹付け材の除去もしくは建築物の解体を行う場合は、届出や飛散防止対策等の規制対象になることがあります。